

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社

代表者名 取締役社長 内芝 伸一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	すべての駅で公共交通移動円滑化基準に適合している。	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進、教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担） ・駅や乗務員の講習会等で、設備や機器の操作方法、接遇方法について教育を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を推進する。 	なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の工夫 ・よびだしインターホンの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・全駅に旅客支援に対応できる駅員を配置し、高齢者、障害者等の支援ができる体制を整えている。 ・2011年度より係員が他の業務についている場合等に当該駅または遠隔室（千里中央駅）の係員と通話できる設備を設けることで、遠隔で旅客の誘導が行えるようにしている。2020年6月には、全インターホンに耳マークカードを設置、2023年3月にはよびだしインターホンを更新し、筆談対応・音声によるインターホンの位置案内が可能となった。引き続き、障害者への案内方について研究を進めていく。 	毎年度継続

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの活用	ホームページのトップ画面に「バリアフリー設備のご紹介」のページを設けて、都度更新を行っている。	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担）	毎年度実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター、ディスプレイの活用	ポスターや、改札付近の旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）、車内案内表示装置（液晶ディスプレイ）で利用者に対する啓発活動を引き続き実施する。	なし

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・AI通訳機”POCKETALK®（ポケットーク）”の導入（全駅設置済み） ・多言語ハンドスピーカー「しゃべるホン」の導入（全駅設置済み） ・卓上型会話支援スピーカー「コミュニケーション」の導入（千里中央駅駅長室設置済み）

(3) 報告書の公表方法

インターネットの活用(ホームページ)

(4) その他

特になし

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社

代表者名 取締役社長 内芝 伸一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	